

穴水ウィンドアンサンブル競技演奏助成金に係る事務処理要領

第1条 穴水ウィンドアンサンブル（以下、「本団体」という。）規約第11条の3に基づき、団員等が競技演奏に出演する場合、本団体より支出する助成金について、次のとおり定める。

- (1) 地区大会への出場 1人につき、半額を助成する。
- (2) 県大会への出場 1団体につき、半額を助成する。
- (3) その他の競技演奏への出場 参加費の半額を助成する。

2 助成金に100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げるものとする。

第2条 前条に規定する助成金を受けようとする者は、競技演奏助成金交付申請書（別紙様式）を会計に提出するものとする。

2 前項の申請書を会計が受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金額を決定し、遅滞なく申請者に通知し、会計は速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

3 助成金は、実績に基づき、精算をしなければならない。